

事業再生資金

事業内容を見直すことで再生見込みのある県内中小企業者に対して必要な資金を導入し、企業の事業再生を支援するための制度として「事業再生資金」を設けておりますのでご利用ください。

■ 対象者

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- ① 中小企業再生支援協議会等の支援を受けて再生計画の策定を行う方、又は計画実行に取り組む方、又は事業を承継する方
- ② 民事再生又は会社更生による計画認可を受けて、再生計画の実行に取り組む方、又は事業を承継する方
- ③ 中小企業経営サポート会議（信用保証協会や金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者の経営支援の方向性や内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画の実行に取り組む方

■ 融資限度

運転・設備資金 5,000万円（併用時は5,000万円限度）

■ 融資期間

10年以内（据置1年以内）

■ 融資利率

固定 年2.6%以内

■ 保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。（原則、責任共有制度対象）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

■ 担保

審査により担保が必要となる場合があります。

■ 保証人 法人 原則として1名以上

個人 必要により（原則第三者保証人は不要）

■ 申込み先

県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合）

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7262 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。